

[事案 17-31] 入院給付金請求

- ・平成 18 年 3 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 1 月 16 日 裁定終了

< 事案の概要 >

2 回にわたり合計 105 日間入院治療を受けたが、入院給付金が全く支払われなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

廃用症候群(左膝関節痛のため歩行困難)による下肢筋力低下による疼痛、歩行障害のため、2 回にわたり A 病院に入院し(1 回目: 1 月 11 日~19 日の 9 日間、2 回目: 同年 1 月 25 日~4 月 30 日の 96 日間)入院給付金を請求したが、他の会社では支払われたにもかかわらず、入院の目的が治療ではなくリハビリ目的であること、また歩いて外泊しているとの理由で、入院給付金は支払えないとのことだが納得できない。

両足の痛みのため通院するにも家族等の世話にならざるをえず、痛み止めにも制限があるため、病院と相談のうえ入院することにした。また、外泊についても病院と相談のうえ行ったりリハビリ診療とっており、入院した全日数分(105 日間)の入院給付金を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、支払対象となる入院には該当しないため入院給付金の請求には応じられない。

(1) 入院の原因となる疾病が何であったかはっきりしない状況にある

A 病院の入院・手術等診断書は入院の原因となった傷病名として「閉塞性動脈硬化症」を原因とする「両下肢筋力低下」と記載されているが、同病院の診療記録には「閉塞性動脈硬化症」との記載はまったくなく、「廃用症候群」のための入院であったようにしか見えない。実際、以前提出された同病院の入院・手術等診断書でも入院の原因となる傷病名は運動不足による「廃用症候群」と記載されている。

一方、本件入院直前に A 病院紹介の B 病院に受診したところ、診断病名は「変形性脊椎症、両変形性膝関節炎、両足関節滑膜炎」で通院治療可能とあり、入院の原因となった疾病がはっきりしない。

(2) 入院を必要とする理由は考えられない

A 病院の紹介でより専門的な観点から診察を行った B 病院による診断が正確なものと思われが、同病院では通院治療可能という診断であって、本件特約の入院の定義に合致しないことは明らかである。実際、申立人は入院中、外出・外泊を繰り返している。

< 裁定の概要 >

A 病院作成の「入院・手術等診断書(証明書)」は 2 通存在し、1 通には「運動不足」を原因とする「廃用症候群」、もう 1 通には「閉塞性動脈硬化症」を原因とする「両下

肢筋力低下」と記載されており、傷病名自体がはっきりしていない。

A病院紹介により診断に当たったB病院では病名を「変形性脊椎症、両変形性膝関節炎 両足関節滑膜炎」と診断するとともに、会社照会に対し「通院可能と思われる」、「通院 薬物療法」と回答している。

また、上記入院期間中に外泊、外出、また途中湯治目的で一時退院していることも考え合わせると、約款に定める入院（医師等による治療等が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念すること）が必要な状態が、5日以上継続していたとは考えられない。

上記事実を総合斟酌し、申立人のA病院における入院は、保険事故に該当すると判断するには困難というほかはなく、裁定審査会は申立てには理由がないとして書面をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。